

平成 18 年度の地産地消の主な取組みについて

企画調整部総務企画グループ

1 県庁実践プログラム

- (1) 県内中小企業が生産する新商品の認定等
優れた独自製品を有する県内中小企業を育成するため、「福島県新商品生産による新事業分野開拓者認定制度」を創設し、当該商品を「新商品」として認定するとともに、その調達に努める。
- (2) 公共施設等の県産材等利用の推進
「県有施設の木造化、木質化の推進に関する指針」等に基づき県産木材等の利用拡大を図る。
- (3) 公共事業等における県内企業の受注機会の確保
適正な発注規模を設定するとともに、JV等の制度を活用した受注機会の確保と技術力の向上を図る。

2 地域産品利用支援プログラム

- (1) 県産農林水産物の消費拡大
食と農の交流事業
平成 18 年 4 月に開所した県農業総合センターを会場に、食や農に関する様々な体験を通して、県民の地域の農業や食文化及び健全な食生活に対する理解の促進を図る。
 - ・「食と農の交流フェア」の開催
期日：6 月 10 日～14 日
来場者数：約 18,500 人市場連携地産地消推進事業
実需者（外食・中食等）の県産農林水産物の利用を拡大するため、ニーズを把握するとともに、出荷方法（規格、量）等に関する検討を行い、実需者ニーズに対応した生産・出荷の拡大を促進する。
 - 水産物産地流通機能強化対策事業
浜通り地域の小中学校で実施する地元水産物を使った学校給食事業を支援し、「魚の消費拡大」を推進する。

木の香るふくしまの家づくり促進事業

県産木材の利用促進を図るため、強度性能等に関する講習会を開催するとともに、県産木材を使用した木造住宅の建築に対する支援を実施する。

こだわり山の幸再発見事業

中山間地域において、こだわりを持って生産される山菜・きのこ類の生産振興・消費拡大を図るため、栽培技術講習会を開催するとともに、各地で調理師等の実需者と生産者との交流を図る。

(2) 地場産品・地元工業製品等の利用推進

地域連携軸形成事業

福島、山形、新潟三県の産業技術の高度化を図るため、三県の公設試験研究機関が連携し、地域特産物を活用した機能性食品の開発を行う。

公募型新規加工食品開発支援事業

県内加工食品のブランド化を図るため、新規加工食品の研究開発を行う企業や任意団体に対し開発費補助等の支援を行う。

観光物産館における県産品の販売促進

県内各地域の地酒、菓子などの加工食品、民・工芸品等のふるさと産品の陳列販売を行うとともに、イベントスペースにおいて飲食の提供や催事を開催し、地産地消を推進する。

3 観光交流資源活用プログラム

(1) 県内観光・レクリエーションの推奨

うつくしま宝自慢コンペティション

本県に数多く存在する「地域の宝」を観光資源として育成するため、意欲の高いものを対象に、効果的なPRや旅行商品造成について助成を行う。

農林漁業体験民宿開設推進事業

グリーン・ツーリズムを推進するため、農林漁業体験民宿の開設を支援するため研修会の開催や開設資金の利子補給等を行う。

過疎・中山間地域振興戦略事業（出先機関連携事業）

「会津の宝」PR推進事業など地域の観光資源に関する様々な情報発信事業等を実施し、観光交流の促進を図る。

(2) 県内文化施設や空港等を活用した交流の推進

ふくしまの歴史と文化の再発見事業

本県の文化資源をあらためて見直し、新たな文化の創造に向けて、歴史と文化の回廊及びシンボルルートを設定し、県民等の利用を推進する。

4 地域商業機能向上プログラム

(1) 大型小売店等の地域貢献

特定小売商業施設に対する地産地消の取組みへの協力要請

「商業まちづくり推進条例」の施行に伴い特定小売商業施設の設置者の地域貢献活動の指針として策定する「地域貢献活動ガイドライン」の1項目として「地産地消の推進」を明示し、地域貢献活動の一つとして地産地消の取組みに対する積極的協力を要請する。

(2) 中心市街地の魅力向上

商店街活性化事業

歴史、街なみ、地産地消等のテーマに基づく商店街づくりを促進するため、商店街振興組合などが行う空店舗取得などに対し支援する。

賑わいのまちづくり総合支援事業

中心市街地や各地域の商店街活性化を図るため、各商店街振興組合等が実施する調査研究・実験事業等のソフト事業を支援する。

5 全県的な運動の推進

(1) 「地産地消月間」の周知・啓発

10月～11月の「地産地消月間」を、生産者、流通業者及び消費者が一体となって地産地消推進の気運を高める機会とするため、広報活動やイベント開催など各種啓発事業等を行う。

(2) 大型小売店等における県産品取扱いの促進

大型小売店、サービスエリア、パーキングエリア、道の駅、旅館等に対し、県産品等の積極的な取扱いを促す。

(3) 「ふるさと恵みの店」指定拡大

県産品を積極的に販売する店舗や県産食材を使ったメニューを提供する飲食店に対する指定拡大を図る。

(4) うつくしま農林水産ファンクラブ会員の登録拡大

県産農林水産物の応援団である「うつくしま農林水産ファンクラブ会員」の登録者数を拡大し、会員に対し県産農林水産物等の情報提供を行うとともに、会員活動を県民にPRし、地産地消を推進する。

(5) 地域づくり総合支援事業による支援

地域づくり団体等が行う地域特性を活かした地産地消事業については、地域振興に寄与するものとして、各地域の実情を勘案しながら支援する。